

○伊達市「来て だて」就業体験活動費支援事業補助金交付要綱

令和2年7月7日告示第105号

改正

令和2年11月17日告示第151号

令和5年3月22日告示第51号

令和6年3月29日告示第113号

伊達市「来て だて」就業体験活動費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への理解を深める機会を創出し、関係人口拡大と本市が必要とする人材の就職による移住促進を図るため、福島県外から市内教育保育等施設又は福祉等事業所において就業体験に参加する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育保育専門職 伊達市「来て だて」保育・福祉職家賃支援事業補助金交付要綱（令和5年伊達市告示第52号（以下「家賃支援事業補助要綱」という。））第2条第3号に規定する専門職（申請年度内における当該専門職の資格取得予定を含む。）をいう。
- (2) 福祉専門職 家賃支援事業補助要綱第2条第4号に規定する専門職（申請年度内における当該専門職の資格取得予定を含む。）をいう。
- (3) 教育保育等施設 家賃支援事業補助要綱第2条第5号に規定する施設をいう。
- (4) 福祉等事業所 家賃支援事業補助要綱第2条第6号に規定する事業所をいう。
- (5) 就業体験 教育・保育施設等において、就業の体験をすることをいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 教育保育専門職又は福祉専門職での就労を希望し、市内教育保育等施設又は福祉事業所において2日以上就業体験を行う者
- (2) 補助金の交付の申請日時点で福島県外に住民票を有しており、市内に移住し、市内教育保育等施設又は福祉事業所での就業を検討している者
- (3) 移住促進に係る施策の推進のために行う調査、取材、撮影等への協力に同意していること。
- (4) 補助金の交付の申請をする日の属する年度内に、同一内容の補助金等を国、県、市町村等から受けていない、又は受ける予定がないこと。

(現地活動計画書の提出)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として現地活動の出発日の10日前までに、本人確認書類の写しを添えて、行程を記載した「来て だて」就業体験活動費支援事業現地活動計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、現地活動の終了時に、「来て だて」就業体験活動費支援事業現地活動報告書（様式第2号。以下「現地活動報告書」という。）を就業体験先へ提出し証明を受けるものとする。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとし、交通費の算定は、合理的な経路又は経済的な経路及び手段によるものとする。

2 伊達市移住コンシェルジュと事前調整のうえ、市内体験活動等を実施した場合は、当該活動に要した費用を対象経費に含むものとする。ただし、飲食のみを目的とした活動を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額の3分の2に相当する額とし、単年度5万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 申請者は、活動の帰着日から30日を経過する日又は活動の帰着日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、「来て だて」就業体験活動費支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 現地活動報告書

(2) 補助の対象となる経費の領収書等の写し

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び交付金額を決定し、補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定は、同一年度内において2回を上限とする。

(補助金の交付請求)

第9条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、「来て だて」就業体験活動費支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに、当該補助金を返還しなければならない。

(本事業の特例)

第11条 本事業には、規則第5条及び第15条に規定する書類の添付は要しないものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱の有効期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、補助効果の検証を行い、

継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

附 則（令和2年11月17日告示第151号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日告示第51号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第113号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		
交通費	公共交通機関	(1)居住地から市内までの往復に要する経費 (2)市内での活動に係る経費
	自家用車	高速道路の利用料金
	レンタカー	(1)借上料 (2)高速道路の利用料金
宿泊費		ホテル、旅館その他の宿泊施設等の利用料金
その他市長が認める経費		